

地域水ネットワーク再生事業（継続）

【120（300）百万円】

対策のポイント

“水の回廊”を再生するため、新たな用水等を地域で取得・再生する取組を支援します。

（“水の回廊”とは）

河川から水田、水路、ため池、集落等の生物種の生息地間を結ぶ、生物種の移動に配慮した連続性のある、ネットワーク化された流水空間のことです。かつては、農業用排水路などに、一年中流水空間があり、この役目を担っていました。

（新たな用水等とは）

新たな用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水用水の目的で非かんがい期の農業用水利施設に通水させる用水のことをいい、これらと同様の効用が見込まれる農業用水も含まれます。なお、環境用水は、水質の改善、親水空間の形成、景観保全など生活環境や自然環境の維持・改善を図ることを目的とした新しい概念の用水です。

政策目標

“水の回廊”を再生させ、潤いのある田園地域・里地里山を形成

<内容>

1. 新たな用水等を取得・再生する取組を支援

地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全し、地域住民・農業者が一体となって農業水利施設を維持・保全していく体制を構築するため、それらの施設を活用して、新たな用水等の取得・再生を支援します。

- ① 新たな用水等を取得・再生するために必要な調査、調整、施設整備
- ② 新たな用水等の水質を浄化するための施設整備（①と併せ行うもの）
- ③ 新たな用水等の利活用に必要な施設整備（①と併せ行うもの）

2. “水の回廊”の再生を支援する取組

新たな用水等を取得・再生する際に必要な調査や調整に係る様々な課題を検討し、その方法や手続きなどを整理し、その成果を全国に広く波及させます。

- ① 水利用計画、施設計画、水管理方法など各種計画の策定
- ② 水利権主体、財産所有者、管理者、負担方法等
- ③ 協議及び他利水者調整に係る手法

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 1は都道府県、市町村、土地改良区等、2は民間団体
2. 補助率 1は1/2（1のうち冬期湛水に資する調査、調整は定額、冬期湛水に資する施設整備による事業費増嵩分の2/10相当の促進費を交付）2は定額
3. 事業実施期間 1は平成20年度～平成24年度（採択期間）
2は平成20年度～平成24年度（実施期間）

【担当】農村振興局水資源課農業用水対策室

草薙・篠崎（03）3502-6200（直）